

南魚沼市地域公共交通計画策定業務委託 仕様書

1 業務の目的

本市では、令和元年度に南魚沼市地域公共交通網形成計画（計画期間：令和2年度～令和6年度の5年間）を策定し、基本方針として、「だれもが安心して住み続けられる持続可能な交通体系の構築」を掲げて各種公共交通施策を展開してきた。しかしながら、人口減少や新型コロナウイルス感染症の影響によるバス利用者減少、労働時間の規制強化の影響等によるバス運転手不足や運行内容の改善や利用促進など、依然として課題が多く残っている。

また、令和5年度に策定した南魚沼市立地適正化計画において、今後も進むことが予想される少子高齢化や適正な財政運営の必要性及び都市全体の観点から居住機能や都市機能の立地等を検討し、将来を見据えたまちづくりを進めているところである。

このような状況を踏まえ、本業務では、地域の公共交通のあり方を整理し、今後の都市規模や地域の実情に見合った持続可能な公共交通ネットワークの構築を目指し、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）に基づく新たなマスタープランとして、南魚沼市地域公共交通計画の策定を行うものである。

2 計画期間及び業務の範囲

南魚沼市地域公共交通計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年を予定している。業務の範囲は、南魚沼市全域及び周辺地域とする。

3 業務の内容

（1）公共交通の利用実態調査

①南魚沼市の現状整理・更新

既存資料等により、地域特性のデータを収集して整理する。

- ・地区別の人口、人口密度、生活関連施設、観光施設等の分布状況
- ・地区別の移動実態、地区別のアクセス性、バス停圏別の交通弱者の状況

②上位・関連計画等の整理

第2次南魚沼市総合計画、南魚沼市都市計画マスタープラン、南魚沼市まち・ひと・しごと創生総合戦略、南魚沼市立地適正化計画等の上位・関連計画における公共交通の位置づけ、関連性等を整理する。

③域公共交通の現状分析

モード別（路線バス、市民バス、タクシー、スクールバスなど）、路線別の運行状況、利用状況、これまでの取組み状況を整理し、それらをもとに、路線別の評価を行う。

④関係者ヒアリング

バス事業者やタクシー事業者の運行事業者、庁内関係者（都市計画課、環境交通課、福祉課、商工観光課、U&Iときめき課、学校教育課、市民病院等）などの地域公共交通の運行に関わる関係者を対象にヒアリング調査を行い、地域公共交通の現状と課題、利用者・市民の声、今後のまちづくり等について把握する。

（2）市民や利用者のニーズ把握

①市民アンケート

市民の日常生活における移動実態や公共交通の利用状況、問題点などを把握するため、郵送等により市民を対象にアンケート調査を実施する。

アンケート配布枚数及び設問内容は提案事項とする。

②路線バス及び市民バス利用者アンケート

利用実態の把握を行うため、バス利用者に対してアンケート調査を行う。調査方法、配布枚数及び設問内容は提案事項とする。

③市民グループインタビュー

各地区の市民の日常の外出行動や日常の外出で困ること、公共交通に対する改善要望、求めているサービス水準などの潜在ニーズを掘り下げて聞き取る。調査方法や聞き取り内容は提案事項とする。

(3) 計画のとりまとめ

①現行計画の評価・検証

現計画（地域公共交通網形成計画）に位置づけている施策・事業について、目標値に対する進捗状況を把握するとともに、背景にある問題点・課題を明らかにする。交通事業者や行政等の実施主体の声なども踏まえて、地域公共交通計画への反映方法を検討する。

②地域公共交通を取り巻く課題の整理

「公共交通の利用実態調査」、「市民や利用者のニーズ把握」の結果を踏まえて、運営面、サービス面、運行システム面、まちづくりとの連携等の公共交通を取り巻く課題を整理する。

③目指す将来像、基本方針、基本目標等の設定

①、②の結果をもとに、地域公共交通のあり方、公共交通サービス提供の方針、公共交通とまちづくりとの連携方針、公共交通の運営・運行体制の方針等を定める。

なお、これらの事項を定める際は地域の実情に見合った有効かつ実現可能な公共交通ネットワークとなることを目指し、実施主体、運賃体系、新たな路線や移動手段等の導入、地域輸送資源の利活用、待ち環境の整備・改善、公共交通利用促進策、新技術活用等を検討するものとする。

④目標を達成するために行う事業及びその実施主体等の検討

目標を達成する上で必要となる施策・事業の内容、実施主体、事業スケジュール等を定める。特に、路線バス及び市民バスの路線再編に関しては地域公共交通再編事業としてとりまとめる。

また、達成状況の評価を行うための進行管理方法や管理体制等を定める。

⑤南魚沼市地域公共交通計画（案）のとりまとめ

①～④を踏まえて、計画（原案）を作成する。

パブリックコメント等の意見を踏まえて、計画書（案）を作成する。

(4) PDCAサイクルの検討

計画を着実に実行するため、計画の進捗状況の把握、評価方法、スケジュールおよび推進体制について検討する。

(5) 協議会開催

南魚沼市地域公共交通計画の内容等を協議するための協議会を開催する。地域公共交通会議（4回程度開催）の資料作成、議事録作成などの運営支援を行う。

5 業務遂行基準

本業務を遂行するにあたり、受託者は、専門的知識を有する主任技術者をもって秩序正しい業務を行わせるとともに、高度な技術を要するものについては、相当の能力及び経験を有する技術者を配置するものとする。

6 提出書類

本業務の着手に先立ち、受託者は速やかに次の書類を本市に提出し、その承認を得るものとする。

- (1) 業務着手届
- (2) 業務実施計画書
- (3) 業務工程表
- (4) 主任技術者の選任届
- (5) その他本市が指示する関係書類

7 契約期間

契約期間は契約締結日から令和7年3月31日までとする。ただし、契約期間内に提出を求める成果物等の納入期限は協議により定める。

8 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。

- (1) 地域公共交通計画（仕様：A4版、4色カラー） 100部
- (2) 成果品に関する電子記録媒体（CD-R等）

※電子記録媒体については、ワード、エクセルなどで作成したものと、上記（1）の冊子をPDF化したものを作成する。